

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成28年7月6日(水) 午前10時00分 から 午前11時00分まで
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟6階 601会議室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、久保田政江、近藤卓夫、近藤宏一、野村健二、 矢部豊子
欠席者の氏名	牛島光恵、木棚照一、児山満、笹原文男
説明者の職・氏名	市民課課長 浅野浩一 市民課主幹 廣川美智代 市民課主査 木下直美 市民課主査 浦山昌明 市民課主任 饒田崇治 市民課主事 吉田裕昭
議 題	(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にか かる全項目評価書の第三者点検について(諮問第76号) (2) その他
会 議 資 料	審議会委員名簿 実施機関職員名簿 資料 1 諮問書(諮問第76号) 資料 2 総務省資料 資料 3 特定個人情報保護評価 全項目評価書(住民基本台帳) 資料 4 特定個人情報保護評価について(概要版) 資料 5 特定個人情報保護評価について(詳細版) 資料 6 特定個人情報保護評価指針 資料 7 特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める 審査の観点における主な考慮事項
担 当 部 課 名	市民部市民相談課長 前田 広子 市民部市民相談課市政情報センター所長 敦賀 直幸 市民部市民相談課市政情報センター主事 松橋 直輝 電 話 04(2998)9206

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
前田 課長	<p>ただ今から、平成 28 年度第 1 回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。</p> <p>（傍聴希望者の確認 傍聴希望者なし）</p>
	<p>（会長挨拶） （事務局紹介）</p>
前田 課長	<p>それでは、所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条第 1 項の規定によりまして、以後の進行を千草会長にお願いいたします。</p>
千草 会長	<p>まず始めに、事務局から配付されております資料の確認をお願いいたします。</p> <p>（敦賀所長が資料の確認を行った）</p> <p>資料はお揃いでしょうか。では、本日の議事に入ります。実施機関の職員を入室させてください。</p>
実施機関	<p>（入室し、挨拶を行う。）</p>
千草 会長	<p>この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検を行います。それでは実施機関は説明をお願いします。</p>
浅野 課長	<p>はじめに、私からご挨拶も含めて申し上げます。今回の諮問は、平成 26 年度の 2 月にこの審議会でご審議いただきました、住民基本台帳に係る全項目評価書について、新たにコンビニ交付システムの導入することに伴い評価書の修正を行った部分があり、その部分について、第三者点検をお願いするものであります。私からは以上です。内容について主幹からご説明いたします。</p>
廣川 主幹	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ご審議いただく評価書等についてご説明いたします。</p> <p>まず、市民課では、平成 25 年 5 月 31 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づく個人番号制度導入に伴い、本課が所管する住民基本台帳事務において個人番号を保有することになるため、平成 26 年 11 月から平成 27 年 2 月の期間に特定個人情報保護評価を行いました。このことについては、本市の人口が 34 万人超であるため、しきい値判断の結果全項目評価が必要となりましたことから、パブリックコメントを経て平成 27 年 2 月 17 日に本審議会において第三者点検をお願いし、「お</p>

おむね問題なし」との答申をいただいております。また、個人情報保護委員会に評価書の提出をしております。

保護評価は、個人情報に係る重大事故が発生したとき、最後に評価を行ってから5年を経過しようとするときその他、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えるときに再度評価を行わなければならないことになっております。本市では今年度住民票の写し等の証明書のコンビニ交付事業を開始することになり、住民基本台帳事務の重要な変更となることから、特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。

資料3が評価書の素案です。本年3月ごろから、市民課で見直し、追加、修正を行い5月15日から6月15日まで意見公募手続を行いましたが、意見の提出は1件もございませんでした。

評価書の詳細な説明に先だちまして、今回の重要な変更の元であるコンビニ交付制度についてご説明いたします。

コンビニ交付とは、セブンイレブンやローソン等のいわゆるコンビニエンスストア店舗に設置されているマルチコピー機を使って、市役所が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書をとることができるというサービスです。本市では、マイナンバーカードを利用してこのサービスを行う予定でございます。

マイナンバーカード表面には住所、氏名、生年月日、性別、写真が記載されており、裏面にはマイナンバーが印字されています。表面については公的な身分証明書として利用できますが、裏面については法律等で定められた手続き以外で使用できないこととされています。

コンビニ交付ではマイナンバーカードのICチップの部分に搭載されている「利用者証明用電子証明書」を利用して申請することになります。マイナンバーカードをマルチコピー機にかざし、本人だけが知っている暗証番号を入力することで本人特定を行います。マイナンバーそのものはコンビニ交付では使用しません。

地方公共団体情報システム機構が構築、運用している証明書交付センターを介して、市の情報をとりに来ることで写しを発行できる仕組みです。

利用いただける方はマイナンバーカードをお持ちの方に限られますが、市役所の窓口に行かずとも、年末年始を除く毎日6時30分から23時まで、所沢市内に限らない全国のこの制度に加盟しているコンビニ店舗で利用できることから、お仕事をお持ちの方などには大変便利なサービスになります。

なお、本市がコンビニで交付する住民票の写しには、今のところマイ

ナンバーの記載は行わない予定です。マイナンバーカード自体でマイナンバーを証明できること、マイナンバーを利用できる手続きが限定されていることから、載せない扱いといたしました。

続きまして、評価書素案についてご説明申し上げます。資料3の2ページの項目一覧をご覧ください。

「基本情報」では、住民基本台帳事務とはどのような事務であるのか、どのようなシステムを使用するのか、個人番号を取扱うことの法的根拠等について記載されています。

「特定個人情報ファイルの概要」では、住民基本台帳事務を行うにあたり保有する特定個人情報ファイルの入手方法や記録項目等、特定個人情報ファイルの概要について記載されています。

「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」では、特定個人情報ファイルを取扱うプロセスにおいて想定されるセキュリティ上のリスク対策について記載されています。

「その他のリスク対策」では、自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等の実施について記載されています。

「開示請求、問合せ」では、特定個人情報の開示、訂正等についての手続き方法が記載されています。

「評価実施手続」では、この評価書に関する住民等からの意見聴取、第三者点検の内容について記載されます。

評価書の構成については以上ですが、審議の時間も限られていますので、「基本情報」「特定個人情報ファイルの概要」「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において、修正・追加の部分の説明をさせていただきます。

まず、3ページの「基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムについて」です。システム1の既存住民基本台帳システムと接続する他システムについて「コンビニ交付システム」の項目を追加しています。これは、コンビニで証明書を発行するために、既存住民基本台帳システムのデータをLG-WANという地方公共団体専用のネットワークを用いてコンビニ交付システムへと連携するための追加でございます。

つづいて、6ページのシステム5に移ります。こちらでは、この度導入するコンビニ交付システムの機能・接続先について説明いたします。当システムには2つの機能があり、1つは帳票作成機能です。これは、住民票の写し等の各種証明書のデータを作成し、LG-WANを用いて証明書交付センターに送信する機能となっております。もう1つは既存業務

システムとの連携機能です。これはコンビニ交付システムと既存住民基本台帳システムを接続し、コンビニで証明書を発行するためのファイルをLG-WANを用いて連携するための機能となっております。

続いて9ページをご覧ください。事務の内容を図にしているものです。右下の既存住基システムから出ている矢印のデータ連携のところにコンビニ交付を追加しました。

13ページをご覧ください。特定個人情報ファイルの概要に移ります。市民課で取り扱う特定個人情報ファイルは「住民基本台帳ファイル」「本人確認情報ファイル」「送付先情報ファイル」の3つですが、今回導入するコンビニ交付システムは「住民基本台帳ファイル」に格納されたデータを利用しております。「住民基本台帳ファイル」とは住民基本台帳法に基づき作成された住民基本台帳のファイルであり、住民基本台帳は法令により作成が義務づけられています。

具体的な変更箇所については16ページをご覧ください。

特定個人情報ファイルの取扱いに関する委託事項についての項目でございます。住民基本台帳ファイルの取扱いについては、市民課窓口業務委託、住民記録システム保守業務委託を委託事項としておりましたが、交付システムのサービス運用が新たに加わりました。

「コンビニ交付システムのサービス運用」は、富士通株式会社関東支社で構築しているコンビニ交付のパッケージシステムを、本市が利用料を払って利用しサービスの提供を受けることとなります。

次に、特定個人情報の保管・消去及び漏えい・滅失・毀損リスク対策につきましてご説明いたします。19ページをご覧ください。

こちらでは、富士通株式会社関東支社で構築しているコンビニ交付システムに既存住民基本台帳システムのデータを連携・保管することとなりますが、そのコンビニ交付システムのデータセンターにおけるリスク対策についてです。1つ目は「生体認証によりサーバー室への入室を制限している」とありますが、これはデータセンターのサーバー室への入室は生体認証によって厳重に制限されており、関係者以外の者が一切入れないようにいたします。

2つ目の「無停電電源装置及び自家発電装置を設置している」及び3つ目の「震度7程度の地震に対応可能な耐震性を有している」という項目ですが、大規模な災害や、急な電力供給のストップ（停電等）という事態が発生しても、サーバーダウンすることなく稼働を続けることができます。

次に34ページの特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリ

	<p>スク対策の項目に入ります。</p> <p>次に、39 ページに記載されております、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の項目（1）住民基本台帳ファイル7. 特定個人情報の保管・消去のリスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの 物理的対策をご覧ください。こちらも19 ページの内容と同じく3つの対策を記載しております。特定個人情報の漏えい・毀損を防ぐために、万全な対策を講じていると考えております。</p> <p>今回の評価書において追加した内容につきましては以上となります。</p> <p>最後に表紙1 ページをご覧ください。</p> <p>「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の項目は、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものです。</p> <p>個人番号制度施行以降、所沢市においては、重大事故等は発生しておらず、評価書に基づいたリスク対策が十分に行われているためであると考えております。このたびのコンビニ交付システムの導入以降につきましても、常に業務改善、确实措置を心がけ、より一層の安全対策を行なって参りたいと考えております。</p> <p>長時間にわたる説明をお聞きいただき、ありがとうございました。</p>
千草会長	<p>ありがとうございます。それでは、質疑応答に移りたいと思います。委員の皆様は、何か意見ありますか。</p>
近藤宏一委員	<p>評価書15 ページで委託事項2 住民記録システム保守業務委託については再委託すると書いてありますが、先ほどのお話で16 ページの委託事項3 コンビニ交付システムのサービス運用について再委託しないとなっていました。これについて再委託しないという記載でよいのかどうか及び再委託する場合としない場合についてどのような分け方をしているのか教えていただきたいと思います。</p>
廣川主幹	<p>ベンダーは大企業であり、実際に保守業務を行うSE はグループ内の別会社となるケースがあります。その場合再委託となります。</p>
近藤宏一委員	<p>ベンダーとは何ですか。</p>
廣川主幹	<p>コンピューター会社です。</p>
浦山主査	<p>住民記録の保守委託は、データが所沢市にあって、業者さんに来ていただく形で保守等を委託していますが、コンビニ交付システムについて</p>

	は、富士通株式会社が提供するコンビニ交付システムを利用するという形態をとっています。富士通株式会社が全て運用しているので、その他の業者は入らないことになります。
近藤宏一委員	わかりました。
野村委員	データは富士通株式会社において、利用者が触る端末はコンビニにあるのだから、富士通からコンビニ会社に委託して発行していることになるのではないですか。
廣川主幹	コンビニ交付システムは地方公共団体情報システム機構、通称 J-LIS が運営しており、そこに全国の自治体が参加する形になっています。J-LIS が一括でコンビニ事業者と契約を行い、自治体は J-LIS との契約をすることになります。
野村委員	所沢市のシステムから J-LIS にデータを送っているわけですが、所沢市が契約する相手方は J-LIS だけということですか。
廣川主幹	住基システムとコンビニ交付システムの間で、コンビニ交付を行うためにデータ連携を行う必要があり、その作業を富士通が行います。
野村委員	市は住民基本台帳の大元を持っているわけですよね。J-LIS は市からデータをもらってそれをコンビニに流すというつくりはこのコンビニ交付システムはなっているのですよね。だから、所沢と J-LIS しかシステム上の繋がりはないのですよね。
浦山主査	所沢市の住基は、あくまで J-LIS の管理するシステムと連携するだけです。契約についても、所沢市は J-LIS と契約しているだけで、J-LIS と各コンビニとの契約は J-LIS が一括して行っています。
野村委員	わかりました。
近藤卓夫委員	このような非常に複雑なものを運用していく中で、人為的なミスが原因で気づいた時には遅いという出来事がたくさんあります。国もそれで混乱しています。一番大事なのは、市の職員がどの程度の自覚をもってそれを管理できるかどうかです。この点についての研究は常に行わないといけないし、これに関する外部の情報に対してアンテナを張っていないと気付いた時にはみんなやられてしまいます。大勢の職員が常に危機意識を持てるようにする必要があると思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。
浅野課長	個人情報を出さないということではなく、必要に応じて個人情報を利用しながらいかにリスクを軽減していくかが課題だと考えています。全市的には、市民相談課で個人情報保護についての研修を全職員が受ける機会を設けています。市民課としては、住民基本台帳という市の基本と

	なるデータをもっている課ですので、個人情報保護についての研修会を定期的に行っています。また、評価書に記載したとおり、特定個人情報を取扱うためのシステム面、職員の体制の面及び法的な面でのリスクマネジメント行っております。ご指摘の点について職員や委託先に周知した上で運用していきます。
近藤卓夫委員	わかりました。
近藤宏一委員	資料3の別添3の提出時期欄について、事前と記載されている項目については先ほどご説明いただきましたが、事後となっている項目についてはご説明がありませんでした。事後となっている項目については今回の審議の対象になっているのでしょうか。
吉田主事	提出時期が事前となっている項目がいわゆる重要な変更にあたる部分と規定されています。 事後となっている項目は、重要な変更にあたらない項目、例えば人事異動による課長名の変更などです。こちらについては、ここが変わっていますという形で記載するのみで構わないということになっています。今回は、主に事前というところでご審議いただけたらと考えております。
近藤宏一委員	分かりました。
千草会長	いかがでしょうか。諮問を認めるということによろしいでしょうか。 (委員了承) それでは、答申書の作成については、事務局に案を作成していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれによろしいですか。
前田課長	はい。
千草会長	それでは、審議のまとめに入る前に5分休憩を取りたいと思います。実施機関の職員は退席してください。
千草会長	(再開) それではよろしいでしょうか。審議を再開いたします。
前田課長	それでは、答申の文面案について、確認させていただきます。 「諮問第76号答申 本件諮問の対象は、コンビニ交付システム導入に伴う、特定個人情報保護評価の再実施にかかる住民基本台帳事務に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。 住民基本台帳事務に関する全項目評価書の記載内容については、特定

	<p>個人情報保護評価指針に照らし、おおむね問題ありません。</p> <p>ただし、あくまでも自己評価であることを理解した上で、記載内容が十分に遵守されるように徹底することを求めます。</p> <p>加えて、職員が重要な情報を取扱っているという自覚を持って対応するための研修等を適切に行うことを求めます。」</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
千草会長	<p>委員の皆様は、それでよろしいですか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。事務局からお願いします。</p>
松橋主事	報告事項は、特にございません。
千草会長	<p>委員の皆様は、その他何かございますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>その他に何かありますか。</p>
前田課長	特にございません。
千草会長	<p>それでは、本日の審議を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>